(趣 旨)

- 第 1 条 本規則は、保健医療技術学部(以下、本学部という。)における学術研究を高揚するため、理学療法学科・作業療法学科・臨床検査学科・看護学科のいずれかの学科(以下、当該学科という)の専任教員を中心とする学内または学外で行う特別研究を助成することを目的として規則を定める。
 - 2 保健医療技術学部と生涯学習センターとの連携講座における収支差益の配分は、学校 法人文京学院に 10%、特別研究費の配分として、本学部に10%、当該学科に80% とする。したがって、本規則では当該学科に配分される特別研究費の運用管理規則を定 める。ただし、本学部に配分される特別研究費の運用管理については、本規則を準用す る。
 - 3 保健医療技術学部と生涯学習センターとの連携講座における収支差益の配分の特別研究費は、年度を繰り越すことができる。ただし、特別研究費の選考・決定後の本規則に基づく助成金は年度を繰り越すことはできない。

(定義)

- 第 2 条 本規則における特別研究費とは、当該学科における特定の研究課題について複数の者 が実施する研究並びに学科の教育を充実させるための教具・教材の購入をいう。次の各 号のいずれかに該当していなければならない。
 - 1 学科内における特別研究
 - 2 学科内の複数研究者(非常勤講師も含む)による特別研究
 - 3 学科内の自主性の下に、学外諸機関(他大学、企業、研究所等をいう。以下同じ。) またはその学外諸機関に属する研究者との提携により行われる特別研究。ただし、この研究組織においては、当該学科の教員が過半数であること。
 - 4 学科内の教育を充実させるための教具・教材の購入

(運用管理)

第 3 条 本規則に基づく助成金の交付を受けようとするときは、特別研究の場合は文京学院大学学内諸規則の「共同研究規程」(申請、研究計画変更、助成金の使途・収支簿、助成金の返還、研究報告、研究成果の公表、事務担当)を準用し、教具・教材の購入にあたっては、「教具・教材購入申請規程」(予算、申請、選考・決定、予算管理および出納、使途・収支簿、使途の変更)を準用する。

(審議組織)

第 4 条 本規則に基づく助成金交付の申請をするときは、当該学科の学科会議を経て、保健医療技術学部の教授会の承認を得るものとする。

(委員会の招集と運営)

- 第 5 条 特別研究費助成に関する委員会の招集と運営は、学科会議の定めるところによる。 (審議事項)
- 第 6 条 委員会は、次の事項を審議する。
 - 1 助成金を交付する特別研究の認定
 - 2 助成金額の査定
 - 3 研究報告の承認

- 4 教具・教材の購入申請の承認
- 5 その他必要と詰める事項

(選考・決定)

第 7 条 学部長は、委員会の議を経て、原則として、当該年度の5月末目までに、助成金の交付を受ける者および交付する助成金の額を決定する。

(事務担当)

第8条特別研究費に関する事務は、教務グループが担当する。

(改 正)

第 9 条 本規則の改正は、教授会及び大学運営会議の議を経て、理事会が決定するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1目から施行する。
- 2 この規則は、平成29年4月1目から施行する。
- 3 この規則は、令和4年4月1目から施行する。